



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課）	1
歳入の収納の事務の委託（地域・離島課）	1
農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課）	2
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課）	2
公共測量の実施の通知（漁港漁場課）	2
道路の区域の変更（道路管理課）	3
公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	3
都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）	3
都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）	4

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（総合情報政策課）	4
沖縄県卸売市場整備計画の公表（流通・加工推進課）	5
争議行為を行う旨の通知（労働政策課）	5
技能検定の実施（労働政策課）	5

病院事業局事項

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程	7
---------------------------	---

人事委員会事項

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	7
----------------------	---

告 示

沖縄県告示第136号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成29年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区麴町4丁目8番1号
- 3 委託期間 平成29年2月26日から平成30年2月25日まで

沖縄県告示第137号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成29年 3月 3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
 - (2) 所在地 東京都千代田区麹町4丁目8番1号
- 3 委託期間 平成29年2月26日から平成30年2月25日まで

沖縄県告示第138号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成29年3月3日から同月16日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
稲福優一	国頭村字半地	国頭村字宇嘉知意花山1179番185
沖縄総合農産加工株式会社	東村字平良	国頭村字宇嘉知意花山1179番198ほか1筆
古波蔵功	名護市字伊差川	名護市字三原南風廻46番1
諸喜田純	名護市大西	名護市字真喜屋喜縄2180番83
沖縄総合農産加工株式会社	東村字平良	名護市字済井出桃原880番1ほか1筆
宮城智	名護市字呉我	名護市字我部祖河内袋原558番1ほか4筆
宮里賢一	名護市字川上	名護市字仲尾真高214番1ほか3筆
大屋勇滝	うるま市与那城	うるま市与那城上原高嶺1792番1ほか1筆

2 申請年月日 平成29年2月22日

沖縄県告示第139号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成25年沖縄県告示第108号で同意の認定をした那覇北加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第140号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成25年沖縄県告示第109号で同意の認定をした渡嘉敷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第141号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農

林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良字荷川取地内（荷川取漁港）
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年3月13日から同月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成29年3月3日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉城那覇自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南城市大里字大城1595番2から 南城市大里字大里227番1まで	3.5m ～ 12.4m	1,559.0m
新	南城市大里字大城1603番2地先から 南城市大里字大里227番3まで	3.5m ～ 12.5m	1,559.0m

沖縄県告示第143号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宜野湾市大山地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年5月18日から平成29年2月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年沖縄県告示第463号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 1野嵩第一公園
- 3 事業施行期間 昭和63年6月17日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和57年沖縄県告示第173号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3 月 3 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 豊見城市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和57年 3 月18日から平成35年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和57年沖縄県告示第173号、平成元年沖縄県告示第58号、平成2年沖縄県告示第683号、平成8年沖縄県告示第999号、平成11年沖縄県告示第797号、平成18年沖縄県告示第242号及び平成22年沖縄県告示第134号の事業地のうち、豊見城市字豊見城東原を削る。
 - (2) 使用の部分 昭和57年沖縄県告示第173号、平成元年沖縄県告示第58号、平成2年沖縄県告示第683号、平成8年沖縄県告示第999号、平成11年沖縄県告示第797号、平成18年沖縄県告示第242号及び平成22年沖縄県告示第134号の事業地に、豊見城市字与根浜原を加え、豊見城市字与根西仲原、仲原、南浜崎原及び西原地内において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成2年沖縄県告示第210号で認可した宮古都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3 月 3 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画下水道事業
 - (2) 名称 宮古島市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成2年 3 月 6日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成2年沖縄県告示第210号、平成11年沖縄県告示第356号、平成12年沖縄県告示第732号、平成14年沖縄県告示第190号、平成15年沖縄県告示第80号、平成19年沖縄県告示第216号及び平成23年沖縄県告示第330号の事業地のうち、宮古島市平良字東仲根ニヤツ及び平良字西仲宗根竹原地内において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業地の変更

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 3 月 3 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 Microsoft RDS CAL 6400ライセンス
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部総合情報政策課 那覇市泉崎1丁目2番2号

- 3 落札者を決定した日 平成29年1月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社国際システム 那覇市壺川3丁目2番4
- 5 落札金額 52,655,711円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成28年12月20日

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする沖縄県卸売市場整備計画を定めた。

なお、当該計画を沖縄県農林水産部流通・加工推進課において縦覧に供する。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成29年2月16日次のとおり通知があった。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 事件

- (1) 全職員の基本給を月額4万円以上引き上げ。全職員の定期昇給率を1.0パーセント以上引き上げて実施すること。再雇用嘱託職員（医師・薬剤師を除く。）及び有期雇用嘱託員の賃金制度の改善
- (2) 各種認定資格に対する手当の新設及び諸手当の改善
- (3) 看護師の増員並びに勤務態勢及び労働条件の改善
- (4) 人材不足、長時間勤務及び職場環境の改善並びに休暇及び休業制度の充実
- (5) 2017年夏季一時金の支給割合を全職員1.88ヶ月とするとともに、一律31,385円を加算して支給すること。

2 期間 平成29年3月16日午前8時30分から争議解決の日まで

3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老健施設かりゆしの里、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、株式会社メディコープおきなわ、うらそえ虹薬局、みさと虹薬局、こくら虹薬局及びまつお虹薬局

4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成29年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成29年3月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 前期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業及びいす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック

ク系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真デジタル作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

イ 3級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、塗装(金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

ウ 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)、塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成29年6月5日(月曜日)から同年9月10日(日曜日)までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 平成29年8月27日(日曜日)に実施する職種 数値制御旋盤作業(1級及び2級計画立案等作業試験)、マシニングセンタ作業(1級及び2級計画立案等作業試験)及び建設機械整備作業(1級及び2級計画立案等作業試験)	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 平成29年7月16日(日曜日)に実施する職種(3級) 園芸装飾、機械加工、電子機器組立て、とび、造園、機械検査、建築大工、左官、塗装及びフラワー装飾 2 平成29年8月20日(日曜日)に実施する職種 造園、サッシ施工、塗装、産業洗浄、とび及び防水施工 3 平成29年8月27日(日曜日)に実施する職種 機械加工、鉄工、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ 4 平成29年8月30日(水曜日)に実施する職種 写真 5 平成29年9月3日(日曜日)に実施する職種 園芸装飾、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
合格発表	1 3級 平成29年8月25日(金曜日) 2 その他の級 平成29年9月29日(金曜日)	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成29年4月3日(月曜日)から同月14日(金曜日)までに沖縄県職業能力開発協会(那覇市西3丁目14番1号)に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種(作業) 3級、基礎1級及び基礎2級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作

業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)及び塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)

注 随時実施に掲げる職種のうち3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り、受けることができるものとする。

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 平成29年4月1日(土曜日)から平成30年3月31日(土曜日)までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課(電話番号098-866-2366)又は沖縄県職業能力開発協会(電話番号098-862-4278)に問い合わせること。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第1号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月3日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第11の2中「及び作業療法技術職員((7)に掲げる者を除く。)」を「、作業療法技術職員((7)に掲げる者を除く。)&及び言語聴覚士」に、「1.05」を「1.25」に、「0.55」を「1」に、「0.104」を「0.75」に、「0.069」を「0.5」に改める。

附 則

この規程は、平成29年3月3日から施行し、改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程の規定は、平成29年3月1日から適用する。

人事委員会事項

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

沖縄県人事委員会規則第1号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(行政職給料表の9級の職員に相当する職員)

第1条の2 条例第12条第1項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級かつ管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号。以下「管理職手当規則」という。）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種（参事監又は医療技監の職にあるものに限る。）であるものとする。

第2条各号列記以外の部分中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び前条に規定する職員（以下「行政職9級職員等」という。）にあつては、扶養親族たる子（条例第12条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等（同条第1項に規定する扶養親族たる配偶者、父母等をいう。以下同じ。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同条第1号中「場合」の次に「（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同条第2号中「条例第12条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は条例第12条第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至つた場合」の次に「及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同条第3号及び第4号を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

（行政職給料表の8級の職員に相当する職員）

第3条の2 条例第12条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級かつ管理職手当規則の規定による管理職手当に係る区分が2種又は3種（参事官の職にあるものに限る。）であるもの
- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級かつ管理職手当規則の規定による管理職手当に係る区分が2種又は3種（参事の職にあるものに限る。）であるもの
- (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級かつ管理職手当規則の規定による管理職手当に係る区分が2種（参事監及び医療技監の職にあるものを除く。）又は3種（参事の職にあるものに限る。）であるもの

第4条中「に扶養親族」の次に「（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「第2条第1号」を「同条第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の次に「（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第5条中「これを受けている職員に更に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第2条第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第2条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

は「扶養親族」と、「なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第2条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、第5条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第2条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同条第2号中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の規則第5条第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の規則第2条、第4条及び第5条の規定の適用については、第2条各号列記以外の部分中「扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び前条に規定する職員（以下「行政職9級職員等」という。）にあつては、扶養親族たる子（条例第12条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等（同条第1項に規定する扶養親族たる配偶者、父母等をいう。以下同じ。）」とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同条第2号中「場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第4条中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第2条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、第5条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同条第2号中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の規則第5条第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の規則第2条、第4条及び第5条の規定の適用については、第2条各号列記以外の部分中「扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び前条に規定する職員（以下「行政職9級職員等」という。）にあつては、扶養親族たる子（条例第12条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）に限る。）がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等（同条第1項に規定する扶養親族たる配偶者、父母等をいう。以下同じ。）」とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同条第2号中「場

合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第4条中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第2条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第2条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、第5条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同条第2号中「扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同条第4号中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び第3条の2に掲げる職員（以下「行政職8級職員等」という。）が行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上であるもの及び附則第5項に掲げる職員（以下「行政職8级以上職員等」という。））」と、同条第6号中「行政職8級職員等及び行政職9級職員等」とあるのは「行政職8级以上職員等」と、「が行政職8級職員等」とあるのは「が行政職8级以上職員等」とする。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4